

阿南工業高等専門学校規則等事務処理細則

(平成16年4月1日)

(細則第1号)

(趣旨)

第1条 阿南工業高等専門学校（以下「本校」という。）における規則等の立案事務及び制定手続については、この細則の定めるところによる。

(規則等の種類)

第2条 本校において制定する規則等の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学則
- (2) 規則
- (3) 細則
- (4) 要項

(定義)

第3条 この細則で学則とは、学校教育法施行規則第4条に規定する事項について、校長が定めるものをいう。

2 この細則で規則とは、本校の管理運営に関する重要な事項について、校長が定めるものをいう。

3 この細則で細則とは、学則又は規則等を実施するために必要な事項について、校長が定めるものをいう。

4 この細則で要項とは、学則、規則又は細則等を実施するために必要な事項について、校長が定めるものをいう。

(規則等の制定)

第4条 規則等の制定及び改廃は、原則として運営委員会の審議を経て校長が行う。

2 前項の規定にかかわらず次の各号に掲げるものについては、運営委員会の審議を要しない。ただし、制定後速やかに運営委員会に報告するものとする。

- (1) 上位法令の制定に伴うもの（学則を除く。）で、本校としての判断の余地がないもの。
- (2) 純然たる事務処理及び事務手続に係るもので、教員及び学生に直接関係のないもの。
- (3) 当該規則等を所掌する委員会のあるもの。ただし、規則等中に運営委員会の審議を要する旨の規定が置かれているものを除く。
- (4) その他校長が認めたもの。

(制定改廃手続き)

第5条 規則等の制定及び改廃にあたっては、事前に総務課と協議し、当該規則等を諸処する課（以下「主管課」という。）において規則等の原案を作成するものとする。

2 前項の協議において、主管課は次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 当該規則等の素案又は改正箇所を見え消しにより表示した規則等の全文
 - (2) 制定及び改廃理由書
 - (3) その他必要な関係書類
- 3 当該規則等の原案は、当該規則等に関係する組織、委員会等（以下「関係組織」とい

う。)の議を経たうえで運営委員会に付議する。

4 運営委員会で審議の際の説明は、主管課又は関係組織の長が行うものとする。

5 運営委員会で承認された規則等は、規則等の制定番号を付し、校長決裁を得るものとする。

(規則等の形式)

第6条 規則等の形式は、法令の形式に準ずるものとする。ただし、書式については横書きとする。

2 規則等の制定番号は、制定年度別及び第2条に規定する規則等の種類別に附すものとする。

(周知等)

第7条 新しく制定された規則等の周知は、適宜な方法により総務課が行うものとする。

ただし、学生に係る規則等の周知については、学生課が行う。

(規則集への登載)

第8条 新しく制定された規則等は、原則として規則集に登載するものとする。

附 則

1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。

2 阿南工業高等専門学校規則等事務処理規程(平成2年2月14日規程第1号)は、廃止する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。